

野田市農業委員会総会会議録（第12回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和2年11月9日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山幹雄	2番	石山高弘
3番	藤井愛子	4番	川辺茂
5番	筑井正	6番	古谷文夫
7番	齊藤和夫	8番	石塚正夫
9番	染谷美佐夫	10番	針ヶ谷久翁
11番	青木進	12番	宇佐見稔久
13番	吉岡清美		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第7号 農地法第30条に基づく利用状況調査の実施結果について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

議長 ただいまから令和2年第12回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立してい

ることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

10番 針ヶ谷 久翁 委員

11番 青木 進 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で850平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年10月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

筑井委員 今月は2班が担当で、11月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番、議案第2号申請番号1番から4番、議案第3号申請番号1番から25番については吉岡委員、議案第1号申請番号2番から13番、議案第2号申請番号5番、議案第3号申請番号26番から35番については染谷委員が、ご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について吉岡委員から報告をお願いします。

吉岡委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、吉春字西金嶋の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と

判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番、3 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 2 番、3 番についてご説明いたします。

申請地は、田 2 筆で 2661 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、人手不足のため、譲受人は、耕作地拡大のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号が定める不許可の基準には該当していません。

令和 2 年 10 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第 1 号申請番号 2 番、3 番について報告します。

申請地は、古布内字堂女木の田 2 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番から 6 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 4 番から 6 番についてご説明いたします。

1 ページ、2 ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 605 平方メートル、畑 7 筆で 5140 平方メートル、合計 8 筆で 5, 745 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、人手不足により、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号が定める不許可の基準には該当していません。

令和 2 年 10 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第 1 号申請番号 4 番から 6 番について報告します。

申請地は、桐ヶ作字牛ヶ久保の畑 2 筆、桐ヶ作字中井の畑 4 筆、平成の田 1 筆、畑 1 筆で耕作

中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番、8番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号7番、8番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑9筆で2901平方メートルとなっております。

申請番号7番の権利の内容は所有権移転で申請理由は、譲渡人は、農業後継者不在に伴い、資産整理のため、譲受人は、自宅の近傍にあり、営農規模の拡大が見込めるためとなっております。

申請番号8番の権利の内容は賃借権設定で申請理由は、譲渡人は、高齢であり維持管理が困難なため、譲受人は、営農規模の拡大を図るためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年10月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第1号申請番号7番、8番について報告します。

申請地は、桐ヶ作字西前の畑4筆は、肥培管理された農地で、桐ヶ作字カクアミの畑5筆は保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号9番、10番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号9番、10番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で399平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、所有農地に隣接させて、農業経営の利便性を図るためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年10月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第1号申請番号9番、10番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字メ切の畑2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号11番から13番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号11番から13番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で2456平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年10月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第1号申請番号11番から13番について報告します。

申請地は、岡田字沼畑の畑3筆で現況は田になっており、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

なお、本案は議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号 11 番から 14 番及び 29 番と不可分の案件のため、一括して審議します。

申請番号 1 番から 4 番、議案第 3 号申請番号 11 番から 14 番について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 1 番から 4 番及び議案第 3 号申請番号 11 番から 14 番についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください

本案は、令和元年 9 月 26 日付けで駐車場用地として農地法第 5 条の規定による許可を受けています。

計画変更の理由は、駐車場を管理する管理者が事業に従事できなくなったため、計画変更の申請に至ったものです。

変更内容は許可地の一部について、当初計画者から事業者を変更し、事業目的を駐車場用地から建売住宅用地に変更するものです。

また、残地についても、事業目的を住宅用地に変更するため、計画変更の申請を予定しています。

次に 7 ページ、8 ページをご覧ください。

今回、許可を受けた者から事業者が変更となることに伴い、農地法第 5 条の規定による許可申請書が提出されています。

申請地は、畑 5 筆で 887 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による建売住宅用地です。

令和 2 年 10 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 2 号申請番号 1 番から 4 番及び議案第 3 号申請番号 11 番から 14 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は既存の給水管を使用し、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽を経由し、U 字溝に放流する計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、境界にブロックフェンスを設置し、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力が認められます。

信用についても、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番、議案第 3 号申請番号 29 番について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 5 番及び議案第 3 号申請番号 29 番についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください

本案は、昭和 63 年 9 月 26 日付けで専用住宅用地として農地法第 5 条の規定による許可を受けています。

計画変更の理由は、家庭内の事情により計画がなくなったため、計画変更の申請に至ったものです。

変更内容は、当初計画者から事業者を変更し、事業目的を専用住宅用地から資材置場用地に変更するものです。

次に 12 ページをご覧ください。

今回、許可を受けた者から事業者が変更となることに伴い、農地法第 5 条の規定による許可申請書が提出されています。

申請地は、畑 1 筆で 135 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和 2 年 10 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第2号申請番号5番及び議案第3号申請番号29番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、整地のみで資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力が認められます。

信用についても、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 確認ですが、議案第2号で許可後の計画変更承認申請というのが申請されています。

その後、議案第3号で農地法第5条の許可申請がされています。

この辺の関連詳しく、なぜ2つ申請しないといけないのか。

例えばですが、計画変更承認申請して、それが終わってからこっちの5条許可申請であるならわかりますが同時っていうのがちょっとどういう意味なのか、説明していただければありがたいです。

事務局 まず許可を取りまして、計画の内容を変更する場合に計画変更申請が必要になり、その計画を変える場合で、承継を伴うもの、ABCといて、AからBが取得して、Bが許可をとりました。

その計画をCが継承して、Cが借りたり買ったりして、違う目的に計画変更すると、その場合は権利が発生するため、5条の許可申請が必要になってくるというところです。

千葉県が作成した農地転用関係事務指針に継承が伴うものBからCに新しく承継する場合は、新規の5条の申請を同時に申請することというふうに規定されていますので、今回同時に申請が上がったという内容です。

筑井委員 つまり最初の議案第2号に載っている〇〇さんという方かな、単純に建売りする場合は、この承認申請だけで良かったってことですね。

これが今回の〇〇に所有権移転するので、5条の許可申請が必要だったということですね。わかりました。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号申請番号1番から5番及び議案第3号申請番号11番から14番と29番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番から10番、15番から28番、30番から35番を議題とします。

申請番号1番から7番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番から7番についてご説明いたします。

5ページ、6ページをご覧ください。

申請地は、田7筆で4911平方メートル、畑1筆で836平方メートル、合計8筆で5747平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和2年10月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号1番から7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第

2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、埋立てを行い、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土砂が乾燥している時は撒水を行い、土砂の飛散を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1から14ページの申請番号35番の内、11番から14番及び29番を除いた案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番から7番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 本案については、説明のため申請代理人等にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人・申請代理人入室—

事業概要の説明をお願いします。

申請代理人 今回の申請代理人の行政書士の〇〇と申します。

よろしく願いいたします。

申請者である〇〇の代表取締役と測量関係をお願いした〇〇です。

事業内容につきましては、お手元にお配りしました土地利用計画図の方で県道〇〇線沿いでリサイクル工場があり、そちらで使っている再生砕石と再生砂を作っております。

そちらの方のストック場所ということで、もう1枚の写真がある図面に載っている前回、前々回2回農地転用して更に拡張したいという計画です。

田と畑となりますが、埋立てを行い工事の発生土を入れ埋立て後に上の方については、再生砕石で均して利用したいという計画です。

議長 何かご質問ありますか。

渡野邊委員 ここには水路があると思いますが、水路というのはどのような処理をする計画でしょうか。

申請代理人 利用計画図と書いてあるところに、3つのブロックに今回分かれて埋立てをするんですけど水路が2本入っております。

2本なんですけど、3つのブロックに分けているところが水路、赤土と書いてある方には道路も一緒にあるわけなんですけれども、そちらの方については、市の管理課と協議しまして、水路は現状を維持して掘削をします。

現実には、1メートルぐらいの水路1本と2.73、2メートル70位の水路がありまして、それが今回の計画する置き場を3分割してるような形になってます。

その水路を維持しまして、開削のまま、埋めていくという形でその水路を車両とか通るためにボックスカルバートを入れるような形になります。

水路自体は、開いたままの形で、現状維持をするという形になっております。

水路に関しては以上です。

齊藤委員 今、道路があると説明がありましたけども道路も工事しますか。

申請代理人 北側になるんですけど、道路と水路が平行してありまして、その北側のところは、畑で、ちょっと一段高くなってるんですけど、その道路の現状、ちょっと草や木が生えてるようなところなんですけど、水路を流す横に道路もありましてその道路も繋がらないような形で、使用するような計画になっております。

議長 他に質問がないようでしたら、申請代理人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

申請番号8番、9番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号8番、9番についてご説明いたします。

6ページ、7ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で2373平方メートル、田1筆588平方メートル、合計2961平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和2年10月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号8番、9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、砂利敷きにて転圧、整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を丸鋼管柵で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号10番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で948平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸資材置場用地です。

令和2年10月22日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号10番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、一部耕作中と雑草が生えている農地でした。

計画内容は、碎石及びコンクリート舗装により貸資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号15番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号15番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、畑5筆で3197平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年10月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号15番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された畑と、一部山林化している農地でした。

計画内容は、地盤の転圧及び敷均しにより太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号16番、17番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号16番、17番についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で563平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和2年10月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号16番、17番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、碎石敷均しにより資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。
周辺農地への被害防除対策は、周囲をブロック塀とフェンスで囲む計画となっております。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。
以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 18 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 18 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 1026 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による資材置場用地です。

令和 2 年 10 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 3 号申請番号 18 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、盛土等を行わず、砕石を敷き、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 19 番から 23 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 19 番から 23 番についてご説明いたします。

9 ページから 11 ページをご覧ください。

申請地は、畑 3 筆で 1612 平方メートル、田 5 筆 4074 平方メートル、合計 5686 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による釣り堀及び資材置場用地です。

令和 2 年 10 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 3 号申請番号 19 番から 23 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、釣り堀用地は現地盤から約 2 メートル掘削し、発生土で外周部を盛土したうえで表層に碎石を敷き、釣り堀及び資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、釣り堀への注水は既存施設の井戸で対応し、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、転用地外周部に幅 50 センチメートルの排水用の溝を設け、隣接地からの排水を含めた水流が滞らないようにし、土砂流出防止対策として、法面を 2 割勾配で施工する計画となっております。

現地調査の結果、現地には問題ありませんでした。

現地調査の審査の際は、土地改良区事業受益地からの除外の見込みがなかったため、総会で審議したいと、合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されていますが、排水同意書は添付されていません。

意見書に地区除外についての意見が記載されていなかったため、土地改良区に照会をしました。

当初は地区除外の見込みはないとのことでしたが、11月9日付けで地区除外の見込みありと回答がありました。

そして、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等は計画上問題ないと判断されます。

土地改良区の意見書の経緯について、ご説明させていただきます。

お配りしてある土地改良区の意見書についてということで左側にホチキス止めされた資料です。

表紙の意見書についてというものは、申請者側が土地改良区との経緯をまとめて、提出されたものです。

申請の前に土地改良区の方に排水同意と地区除外の申請を出しまして、9月29日に地区除外決済金を申請者側で、土地改良区の方に振り込みをしております。

排水の協力金については、10月1日のところにもある通り、算定根拠等に納得ができないということで、支払いはされてない状況です。

地区除外の決裁金を支払っているので、改良区の意見書の提出を求めて意見書が提出されております。

次のページ裏面を見ていただきたいんですけども改良区の意見書についての説明で、これは千葉県が策定している転用関係事務指針があります。

その中でエのところ、「土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い」ということで、④で、「土地改良区からの除外等についての見込みがあること。」これを土地改良区の意見書で確認をするということになっております。

次のページ、これは江川土地改良区から交付した意見書になります。

改良区の意見は、以下の通りということで、一番下に、「排水同意について、申請者との協議が整っておらず、協議を継続するものである。」という意見書が提出されました。

11月4日に、委員の現地調査がありましたので、土地改良区に電話で確認したところ、その時は地区除外の見込みはないということの回答がありましたので、現地調査の時には吉岡委員が報告した通りの内容となりました。

その後、この意見書では、地区除外についてどうなっているのか、地区除外される見込みが確認できないため、土地改良区に照会をいたしました。

本日、回答がありまして、一番最後のページに土地改良区からの回答を添付しております。

今回の申請地については、受益地からの除外の見込みがあるという経緯でございます。

議長 今のこの事務局の説明に対して何か質問ございます。

瀬能委員 除外の見込みありということは、まだ、除外っていう、決裁はしてないということですね、役員会の中で後日これかけて、除外するっていうことになるのですか。

事務局 地区除外の見込みありということだと思います。

瀬能委員 見込みということは決定ではないですよ。

予定ですよ。

見込みですとしか書いてないんで審議で、皆さんどうなのかなと思いました。

事務局 お配りした意見書についての裏面の、エのところで、審査基準としては、除外の見込みがあることなので改良区から見込みありという意見が出されてますので、千葉県農地転用事務指針からいうと、見込みがあるということで、審査基準としては問題ないと思います。

議長 よろしいですか。

他にこの件につきまして、質問ありますか。

—質疑なしの声あり—

申請番号 24 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 24 番についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 2096 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 10 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 3 号申請番号 24 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、地ならしをして整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 25 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 25 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 166 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 10 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 3 号申請番号 25 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、碎石敷きにて整地し、太陽光発電施設用通路を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災

計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。
以上です。

議長 申請番号 26 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 26 番についてご説明いたします。
申請地は、畑 1 筆で 1011 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和 2 年 10 月 23 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第 3 号申請番号 26 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。
当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。
計画内容は、防草シート、砕石を敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。
周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。
以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。
土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。
以上です。

議長 申請番号 27 番、28 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 27 番、28 番についてご説明いたします。

12 ページをご覧ください。

申請地は、畑 4 筆で 2236 平方メートル、田 3 筆 817 平方メートル、合計 3053 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 10 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第 3 号申請番号 27 番、28 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、天地返しを行ったのち、転圧をして整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 30 番から 35 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 30 番から 35 番についてご説明いたします。

13 ページ、14 ページをご覧ください。

申請地は、畑 7 筆で 5,908 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 2 年 10 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第3号申請番号30番から35番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中及び山林化した農地でした。

計画内容は、雨水調整池の掘削等の必要最小限の造成を行い、採掘土を利用し整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は雨水調整池で抑制後、隣接する水路に放流します。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 説明がありました最後の申請地は現地かなり山林化されています。

何十年も山林ですが、宅地の場合は農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願で、許可不要ですが、山林は該当しないのでしょうか。

事務局 山林の場合も植林をして、それが20年経過してあれば、農地法の規定に基づく許可を要しない証明が出ますので、それで、地目を山林に変えるというのも可能です。

筑井委員 今回の目的は、太陽光はですね、農地の部分と、あと山林が2万㎡ぐらいね、それで

山林が多く見えてる状況だと思うんですよ。

その今回の農転の中のほとんど山林なんですよ山林の方が多いんですけど、2ヘクタールの開発で1.7ヘクタールもつとかな山林で農地は、2、3反あるかどうかなんですよ。

竹山で凄い木があってやっぱりそれは植林した山林でないと駄目なんですか。

事務局 植林して管理しないと証明は出ません。

筑井委員 自然まま何十年で山林状態になったやつだとボツなんですね。

わかりました。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

15ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和54年頃より宅地として利用し、現在に至っております。

平成10年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和2年10月23日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

石山（高）委員 10年経っているということは、時効やトラブルになっていると思う。

20年経過すれば、これにあたるのかなと思っていましたけれども、であっても20年以上経過

しているが、農地法に抵触している。

要するかしないかというのは、もちろん 20 年以上経っても、農地法に抵触するということがこれを審議する。

事務局 あくまでもこれは農地法の規程に基づく許可を要しない土地の証明をするものなので、その基準が 20 年以上経過しており、農地法第 51 条で違反の指導勧告を受けていないという条件があり、条件をクリアしてる場合は、農地法の規定による許可を要しないと証明を出すことにより、登記地目を農地以外に変更するという内容で、この場合は宅地です。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号申請番号 1 番から 35 についてご説明いたします。

16 ページから 19 ページをご覧ください。

野田市長より令和 2 年 11 月 2 日付で、令和 2 年度第 6 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、10 カ月の賃借権設定が田 1 筆で 1, 877 平方メートル、1 年 10 カ月の賃借権設定が田 11 筆で 30, 653 平方メートル、4 年 10 カ月の賃借権設定が畑 20 筆で 12, 196. 71 平方メートル、5 年の賃借権設定が田 2 筆で 3, 007 平方メートル、10 年の賃借権設定が田 1 筆で 3, 539 平方メートルとなっております。

この中の、17 ページの 5 番から 23 番までは、農地利用最適化推進委員の瀬能委員が斡旋し、成立したものです。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

ここで、瀬能委員から東金野井の斡旋の取り組みについて、説明していただけますか。

瀬能委員 これはみなさん、ご存知のように、以前総会で事務局の方にブルーベリー畑を借りて

もらいたい人がいるかどうかを、問い合わせがあったということで私お聞きしましたので、たま
たま〇〇さんという方は、私どもの地区にいる方で、農地を拡大している特に畑ですけども、
拡大してやっておられる方ですけどもこの方が、ぜひお借りしたいということで、現地に案内し
て、現況を確認しました。

現地は、ブルーベリーが既に植えられていまして、出耕作の畑です。

今まで、お借りしていた方が、やめたいということで、やめる段階で契約としては、元の畑地、
要は、木を抜いて畑を更地にした状態で返すという契約でしたが、できれば、それはまた違う借
りてくれる人がいれば、当然今まで借りていた人は費用的にも助かるということで、探していた
ところですよ。

〇〇さんも当然この植樹ですから、やっぱり1年2年借りるってわけにも当然いかないし、お
そらく5年とか10年とかで、そういう単位で借りないということ、それは長く借りたいとい
うことで、一応ここでは5年契約ですが、これがその時期が来たらまた更新しお借りしていきた
いとそういうふうな考え方で取り組んでいます。

ただ単純な話、紹介してあっせんはしましたが、本当にブルーベリーで土地代を払って採算ベ
ースで利益が出るのかとちょっと個人的に思っていました、作る側の〇〇さんの方でいろいろジ
ャムを作ったりいろいろ加工品をやって売ったりということで考えているらしくて、単純にブル
ーベリーを積んで、直売所に出すだけなら多分採算合わないと思いますけども、加工までやって
付加価値をあげてやっていくということなんで、利益性は、それを見込んでお借りしたのかなっ
ていうふうには私は見てます。

議長 ありがとうございます。

それでは、質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第6号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページから6ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、7件受理しております。

次に7ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1件
受理しております。

次に8ページから11ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、12件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、受理いたしました。

次に12ページから14ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約は、8件提出がありました。

次に15ページをご覧ください。

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知は、3件提出がありました。

次に16ページをご覧ください。

報告第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、1件証明いたしました。

議長 次に報告第6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、昭和60年10月17付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。

番号1番について、調査にあたった石塚委員より報告をお願いします。

石塚委員 去る9月1日に事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、耕作され、農地として使用されておりましたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

議長 次に報告第7号「農地法第30条に基づく利用状況調査の実施結果について」運営委員会の農地担当である宇佐美委員より報告をお願いします。

宇佐美委員 農地法第30条に基づく利用状況調査の実施結果について報告いたします。

農地の利用状況の確認が不可欠との認識から、平成11年より組織運動として「農地パトロール」に取り組んできました。

そのような中、平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行され、「農地利用の最適化」が農業委員会の「必須業務」になったことを踏まえ、農地の利用状況調査（農地法第30条）により、地域の農地利用の総点検を行うとともに、利用意向調査（農地法第32条）を実施し、「遊休農地の発生防止と解消対策」に引き続き取り組んでいくこととしています。

本年度につきましても、農地利用最適化推進委員の皆様それぞれの担当区域の遊休農地の状況について、事前調査をお願いし、その調査結果を基に、8月31日と9月1日に農地利用最適化推進委員及び農業委員が担当区域ごとに市内全域の現地調査を行いました。

その結果、第1区域は39筆で約1.9ha、第2区域は4筆で約0.6ha、第3区域は67筆で約4.0ha、合計は、110筆で約6.5haを新たに遊休農地と判断しました。

なお、第1、3区域において、6筆、約0.3haの遊休農地について、再生されていることを確認しました。

また、本日、新たに遊休農地と判断された農地について、運営委員会において決定されたところでございます。

今後、遊休農地の所有者に対しては、12月上旬を目途に農地法第32条に基づく農地の利用意向調査を実施いたします。

本調査については、新型コロナウイルスの感染に伴い今までは、農業委員が回収していましたが、今回は郵送で回収することいたしました。

以上でございます。

議長 ただいま報告事項の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

続きまして、運営委員会の報告を齊藤運営委員会議長よりお願いします。

齊藤運営委員会議長 午前中、運営委員会を開催いたしました。

協議事項として1番、農業委員と農地利用最適化推進委員の区域別意見交換会については、12月8日農業委員会総会后、意見交換、発表も含めて約1時間程度とし、進行役は、第1地区は瀬能推進委員、第2地区は渡野邊推進委員、第3地区は後藤推進委員を中心に行います。

協議事項2番、農業だよりの編集については、表紙は、新規就農者でありますネギを作っている〇〇さん。

2ページ3ページの見開きに、農家意向調査の結果を掲載し、4ページに本日の研修会のレポートを後藤委員に、それから賃借料情報、農業委員会総会日程、農業者年金基金などを載せたいというふうに決まりました。

協議事項3番、利用状況調査の実施結果については、宇佐見委員の報告にあった通りです。

その他としまして、瀬能委員の方から、現状、農業者の後継者問題等、目吹、船形、木間ヶ瀬と水稲としてですけれども、これについて後継者について話し合った方が良いんじゃないかという意見が出ましたので、今後、これから、検討していくということで、できれば、農政課、野田自然共生ファーム、土地改良区できたら就農者とか入れて、今後検討していくと以上でございます。

議長 ありがとうございます。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後4時48分)

